

第IV期

10世紀中葉を中心とする政府である。

第IV期の特徴

本期は正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびB群建物により構成される。建物はすべて掘立柱である。

政府域は第III期と同規模である。正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、これらの建物と政府南門に囲まれた広場がある。正殿、脇殿、および前殿は建て替えている。この時期から政府東・西門がなくなってしまう。正殿と西前殿の建物面積がわずかに減少し、脇殿と東前殿は維持される。正殿後方の東西には東・西対称の付属建物群が配置され、各建物の平面および規模は異なるが、構成および配置はほぼ同じである。

第V期

10世紀後葉を中心とし、10世紀末か11世紀初頭までの政府である。

第V期の特徴

本期は正殿、脇殿、政府門のA-1群建物と前殿のA-2群建物およびC群建物により構成される。建物はすべて掘立柱である。

政府域がもっとも狭く設定された時期である。正殿、東・西脇殿がコの字型に配置されこれらの建物と政府南門に囲まれた広場がある。北辺・西辺の板塀位置は南と東に移動して狭い政府域を設定している。正殿は廂をもたない建物となり、東・西脇殿も一廻り小さい建物となる。東前殿は同規模に、西前殿はわずかに大きく、東西同規模の建物となっている。

政府域北側にはC群建物が1棟みられる程度である。

2 政府の性格と機能

(1) 払田柵跡の区画施設

払田柵跡政府が板塀で周囲を画され、正殿を中心として東・西脇殿がコの字型に配置され、これらと政府南門によって囲まれた部分に広場があり、政府域外南側には南辺板塀に接して東・西前殿がある。これらの主要な建物は、第I期から第V期まで配置されていたことがわかった。この政府は払田柵跡全体のなかで、どのような位置と場所にあり、どのように復原されているのか、現在までの発掘調査の成果からもう一度とらえ直してみる。

払田柵跡には長森と真山の二丘陵を取り囲むように角材列がめぐっている。これが外郭線で全体から見れば橢円形であるが、部分的には直線や、ゆるやかな曲線である。外郭を区画する角材は丸太を二ツ割、四ツ割した後、手斧で四角に面取り加工したものが多く、その大きさは一辺22~30cmの方形ないし長方形である。下端の加工は一方から削って尖らせたものが多く見られるが一様ではない。角材は布堀りをして埋設している。布堀りは上面幅35~40cm、深さ60~80cmで、角材は掘形の中央あるいは左右の壁に沿って据え、底面のレベルは場所によって異なり隣接する角材間でも約30cmほどの高低差のあるもの、中には礎板や木屑を入れたりしたものなどがある。角材の間隔は密接して隙間なく並んでいる。

板塀

外郭線角材列

角材の樹種はスギが主体で、クリ・カツラ・コナラが混じっている。外郭角材列は一列で1時期の仕事である。

内郭線の築地 土壙と角材列

内郭線は長森丘陵裾をとり囲む築地土壙と角材列からなる。長森丘陵端の東・南・西裾に築地土壙が、長森北側の低地に角材列が遺存し、一連の内郭線を形成している。内郭線上には南北に八脚門があり、南門が4時期、北門が2時期の仕事である。内郭角材列は四列で、二列が1単位の2時期である。北側二列が古く、南側二列が新しい時期のものである。

長森丘陵の裾には内郭線角材列と連続して築地土壙がある。築地土壙の構築方法は整地後、版築による幅6～7m、厚さ20～30cmの盛土整地の基礎地業をおこない、その上に基底幅3m(10尺)の築地本体を造っている。本体は黄色粘質土・暗褐色粘質土・黒色土で、中にこぶし大の礫を混入している。本体の積土は軸線に対し、5～6m前後、高さ70～80cm前後で変化し、その境には幅2～3cmの別種の土が認められる。これは堰板の痕跡と思われるが、本体に沿った添柱・寄柱といえる柱跡は検出していない。

内郭線第I期 と第II期

内郭線I期は築地土壙と角材列でつくられ、角材列は築地のほぼ中央で接している。内郭線II期の角材列は南側に位置を移してつくり替え、築地本体は崩壊した本体の中央に溝を掘って材木を立てたり、本体のつくり替えや補修をしている場所もある。

角材列をめぐ る諸問題

角材列をめぐる問題は角材が築地土壙の芯材であったか、板垣のように並列していたかということである。第9次発掘調査において内郭線の築地と角材は連続する構造物であったことを確認した。昭和5年の第1次発掘調査では、内郭角材列倒壊と認められる状況を確認している。これが正しいとすれば、倒壊角材の地上高は3～3.6m(10～12尺)、また角材の上部に貫を通し編綴りをしていたように見えるものもある。おそらく、角材列は築地と同等な性格を有したものであろう。

政庁と板壙

外郭と内郭に囲まれた長森丘陵の中央に政庁がある。政庁は正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、政庁南門によって囲まれた広場があり、政庁域外南側に東・西前殿がある。これらの建物群は政庁第I期から第V期まで配置されていた。政庁域を区画する施設は板壙であり、政庁域の範囲は各遺構期によって異なっている。

板壙の実態と 復原

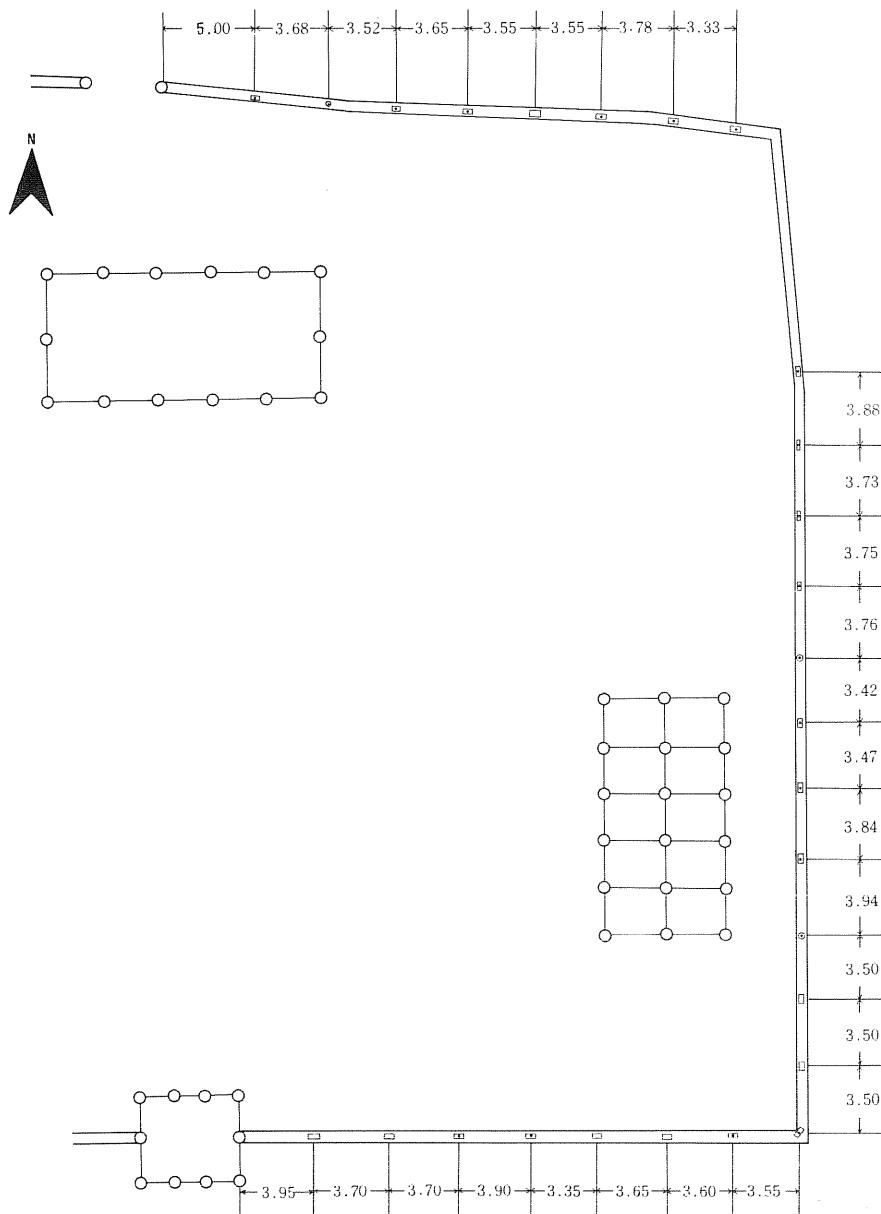
板壙の実態はどのようなものであろうか。板壙第4期に相当する東半の記録から復原してみたい(第64図)。板壙は布掘りのなかに、ある一定間隔に太い角柱材か丸太柱材があり、この太い角柱・丸柱の間を板材で塞ぐ構造である。布掘りは上面幅15～60cm(平均20～45cm)、底面幅10～40cm(平均15～40cm)、深さ10～60cm(平均35～60cm)である。角柱・丸柱はおおよそ3.55～3.7m間隔でならぶため、「12尺等間の柱」と呼んでいる。柱寸法は角柱13×22～24×37cm、丸柱16～25cmである。柱は角柱17箇所と多く、丸柱2ヶ所であり、基本的には角柱なのである。12尺等間の柱を塞ぐ板材寸法は土層の観察から厚さ6～12cmであるが、幅ははっきりしない。12尺等間の角柱と板壙は同時に埋設したものである。

「12尺等間 の柱」

以上、板壙第4期の実態を復原してみたが、板壙第1期～第3期については詳細はつかみきれなかった。板壙SD143は上述の内容とほぼ同じように復原できるし、補修と思われ

る部分もある。板塀の平面図をみると、ある間隔で布掘りの幅が外にふくらむところがある。このような観察から、払田柵跡の板塀は12尺前後の間隔に太い角柱材を置き、この角柱間を板材で塞いでいたと復原できるように思われる。

このように、払田柵跡の区画施設は、外郭域（角材列）・内郭域（角材列・築地土塀）・政府域（板塀）と三重になっている。この区画施設のなかで、内・外郭域は不整橜円形であり、政府域は方形ないし長方形を呈している。払田柵跡の主要施設は、内郭域と政府域によって区画され、政府を中心とした一つの複郭を形成し、その変形した複郭構造のなかに **複郭構造**



第64図 板塀4期の12尺等間柱模式図（単位m）

配置しているのであろう。

(2) 城柵官衙遺跡の政庁

7世紀から9世紀にかけて、陸奥・越・出羽の城柵名が多数みられる。ここでは、発掘調査の進んでいる城柵官衙遺跡について紹介する。各遺跡の存続時期と主要建物の規模・構造などについては、^(註2)第23表を参照されたい。

多賀城跡

概要 遺跡は宮城県多賀城市に所在する。^(註3)遺跡の大部分は丘陵上にあり、外郭線の一部は沖積地を走る。外郭線築地は不整方形を呈し、南辺約880m、西辺約660m、北辺約780m、東辺約1,010mである。外郭線上に東、南、西の3門が確認されている。政庁は南斜面の丘陵上にあり、多賀城跡の中央やや南よりに位置し、方約100mの部分である。

多賀城は陸奥国府であり、鎮守府や陸奥・出羽按察使の所在地でもある。政庁遺構は大きく第I期～第IV期までの変遷が考えられているが、^(註4)第V期を設定する考え方もある。政庁域は単郭といわれているが、複郭とする見解もある。^(註5)政庁域区画施設は築地土塀である。第I期は削り出し基壇をもつ正殿と、東・西脇殿があり、これらの建物と南門とによって、囲まれた広場があり、政庁域外南側に東・西前殿がある。正殿後方建物は第II期以降配置されるようである。創建年代は瓦から靈龜～天平12年とされ、さらに文献検討から養老・神龜年間とされている。^(註6)終末年代は10世紀中頃や10世紀末から11世紀とする見解がある。^(註7)^(註8)

胆沢城跡

概要 遺跡は岩手県水沢市佐倉河に所在する。^(註9)南外郭線からはじまる微高地をとりこむ形の胆沢扇状地の東崖部北端にあたる。

胆沢城は延暦21(802)年中に造営されたもので、多賀城から鎮守府がうつされたとされている。外郭線は一辺約668mの築地によって区画されている。政庁は外郭内中央南寄りにある。政庁の区画施設は一本柱列と内溝による。政庁遺構は大きく第I期から第III期に分けられ、各期2小期の変遷がある。政庁域内の建物は、現在わかっているのは正殿と政庁東門だけであり、今後の発掘調査によって解明されるであろう。創建年代は延暦21(802)年であり、終末年代については10世紀以降とされている。

志波城跡

概要 遺跡は岩手県盛岡市太田に所在し、零石川と北上川の合流点付近の、零石川の河岸段丘上に立地する。^(註10)

延暦22(803)年に造営され、弘仁4(813)年ごろ廃された遺跡である。外郭線南辺では幅約2.4mの築地で、その内・外側にそれぞれ2～3mの溝がある。築地の南約40mのところにも幅約6mの大溝が東西に走っている。外郭は方8町四方と復原されているが、北辺は流失している。遺跡中央やや南寄りに、一辺方約150mの築地がある。政庁域内には正殿、政庁南・北・西門のほか、付属建物群がみつかっている。

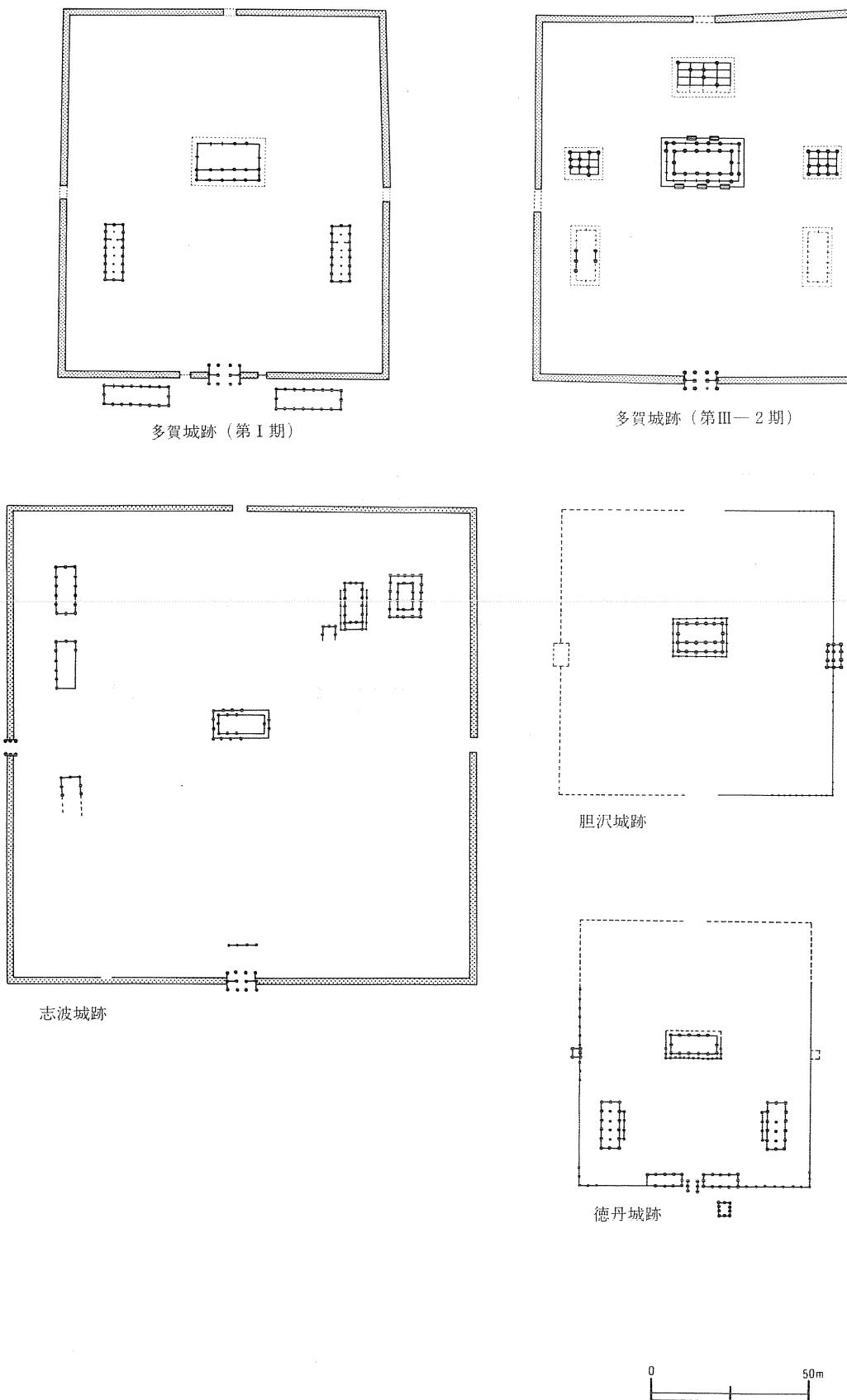
徳丹城跡

概要 遺跡は岩手県紫波郡矢巾町西徳田に所在し、北上川ぞいの自然堤防上に立地している。^(註11)

	遺構期	年 代	遺跡の立地	位 置	区 画	規 模 (東西×南北) (m)	正 殿 (間)	東・西脇殿 (間)	南 門 (間)	北 殿 (間)	東・西北門 (間)	北 方建物群	東・西前殿 (間)	そ の 他
多賀城	I	8C前半	低丘陵部+沖積地	中央やや東南寄り	築 地	103×116	5×3 (南廂)	7×2 (東)	3×2	ナシ	不明	ナシ	東西に7×2	瓦葺
	II	8C中頃~780					7×4 (礎・四面廂)	7×2 (礎)	3×2 (礎)	4×4 (推) (礎)	ナシ	ナシ	ナシ	翼廊・北殿・瓦葺
	III-1	780~						5×2		3×2	北に1間	ナシ	西のみ5×4	
	III-2	8C末~869					7×4 (礎・四面廂)	5×2	3×2 (礎)	4×4 (礎)	不明	ナシ	ナシ	東西楼3×3間瓦葺
	IV-1	869~						5×4		5×4 (礎)	不明	ナシ	ナシ	瓦葺
	IV-2							5×4			不 明	有	ナシ	北に一部とりつく
	IV-3 ^a _e	終末10C中頃						5×4		5×2 e期1×1	東西3×2 (推定) 北1間	有	e期西のみ 5×4	
胆沢城	I	802~	扇状地	中央 南寄り 1/3	柱列堀	85.92×87.76	A 5×2 (土廂) B 5×2 (南土廂)	未	未	未	東1間	未	未	瓦葺建物出現
	II	9C後半~10C一部					C 5×3 (南廂+土廂) 硏 D 5×3 (南廂) 硏	未	未	未	東1間	未	未	
	III	10C以降					E 6×5 (土廂+南孫廂) 硏 F 6×5 (土廂+南孫廂) 硏	未	未	未	東3×2	未	未	
志波城		9C前葉	沖積地	中央やや南寄り	築 地	150×150		未	3×2	ナシ	西門 A 1間 B 2×1	有	[東南に官衙建物]	
徳丹城		813~	沖積地	ほぼ中央	柱列堀	74.46×85	5×2 (四面上廂)	東 A 5×2 (東)西廂 B 5×2 (礎) 西 5×2 (東)東廂	1×2	ナシ	西1×1	未	ナシ	南門東西建物 4×2間
城柵 輪跡	I	9C前半	沖積地	中央	柱列堀	115×115	5×3	5×2 (東)	1間	ナシ	東・西1間	ナシ	東1棟 西2棟	瓦葺
	II A	10C中			築 地		5×3 (北廂)	7×2 (東) 東に縁 西に縁	3×2	7×1	東3×2 西推定	有	東・西4×2 (東)	
	II B						5×3 (北廂)	3×2 (東) 東は推定	3×2	7×1	東3×2 西推定	有	東・西4×2 (東)	
	III A	10C後葉					5×3 (礎・北廂)	7×2 (礎・東・縁) (西は推定)	3×2	ナシ	2×1	西に有	東1棟 (東) 西2棟 (東) (廂)	
	III B	11C前半						7×2 (礎・東・縁)	3×2	ナシ	2×1	西に有	東3棟 西2棟	
八森遺跡			低丘陵	不 明	二重の溝	90×90	7×3 (礎)	未	3×2	7×1	未	未	未	
秋田城	1	8C中頃~	低丘陵	中央やや西寄り	築 地	94×不明	5×4 (南廂)	未	未	未	不明	ナシ	未	築地が瓦葺
	2	9C初~					5×3 (南廂)	未	未	未	不明	ナシ	未	
	3	9C前半~					5×3 (南廂)	未	未	未	不明	東のみ有	未	
	4	9C前半~			柱列堀	94.6×不明	5×3 (南廂)	未	未	未	東辺建物	有	未	
	5	9C後半~				97×不明	5×3 (南廂)	未	未	未	東辺建物	有	未	
	6	10C初~				100×不明	5×2 ? (礎?)	未	未	未	東辺建物	有	未	
払柵 田跡	I	8C末・9C前半	低丘陵+沖積地	長森丘陵中央	板 堀	63×63	5×4 (南廂)	6×2 (東)	1間	ナシ	(北1間)東西不明	ナシ	東・西 6×1	
	II	9C後半・9C末				64.5×(55.5~57.6)	5×3 (南廂)	5×2 (東)	3×2	ナシ	北1間 東西3×2	ナシ	東5×4 西7×3	
	III	9C末・10C前葉				(63.6~64.5)×(75~76.5)	5×3 (南廂)	5×2	3×2	ナシ	北1間 東西3×2	有	東5×4 西7×3	
	IV	10C中葉				(63~63.6)×(75~76.5)	5×3 (南廂)	5×2		ナシ	東西ナシ	有	東7×2 西7×4	
	V	10C後葉・11C初				(58.7~60.2)×(52.7~57.2)	5×2	5×2 総柱		ナシ	北1間 東西ナシ	ナシ	東7×4 西7×4	

第23表 城柵官衙遺跡の政庁一覧

第3節 政府の変遷と性格



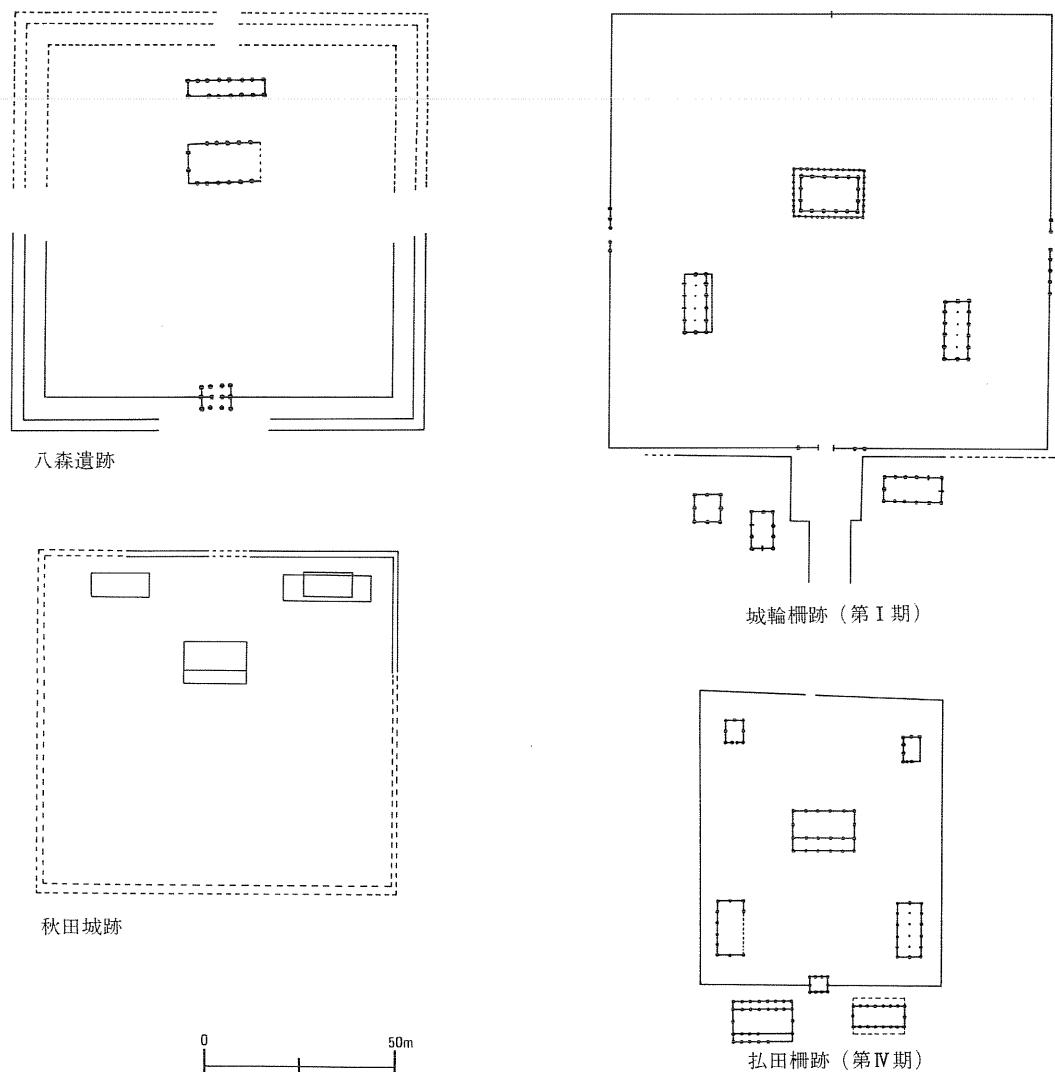
第65図 城柵政府跡平面図(1)

徳丹城は弘仁4(813)年ごろ以前からあった志波城を水害にあいやすいという理由で移転させたものである。外郭線は丸太列が一辺350mの方形を呈している。政庁は外郭内の中間にあり、区画施設は一本柱列で東西74.46m×南北85mである。政庁域内南半の発掘調査が進み、正殿、東・西脇殿、政庁南・西門と南門東側建物、南門西側建物が東・西対称位置にみつかっている。創建年代は弘仁4(813)年頃であり、終末年代は9世紀の早い時期のようである。

城輪柵跡

概要 遺跡は山形県酒田市城輪に所在し、飽海平野の中央やや東寄りの沖積地にある。^(註12)

出羽国府は数回移転しているが、城輪柵跡は仁和3(887)年5月20日条に記す延暦年中造営の出羽国府「井口国府」とされている。遺跡は一辺約720mの方形の外郭をもち、外郭の東西南北各辺のほぼ中央部に八脚門がある。政庁域は遺跡の中央部に位置し、周辺より約1m高くなっている。これは自然堤防を整地して利用したからである。外郭各門と政庁



第66図 城柵政庁跡平面図(2)

各門は、幅6～9mの大路によって連絡している。城輪柵政府は方形の単郭であり、区画施設の変更はあっても位置の変更はない。政府は大きく3期に区分されている。建物配置はI・II・III期で大きく異なっている。I期は正殿、東・西脇殿がコの字型に配置され、1本柱一間の南門と広場がある。政府域外南側に建物もあるが、東西対称の配置ではない。II期はすべての建物の建て替えと同時に、正殿後方に北殿をはじめとする付属建物群が配置され、もっとも充実した時期である。III期は礎石建物となり、正殿後方の建物が少ない。創建年代は9世紀前半とされ、一時八森遺跡に国府機能は移るが、10世紀から11世紀前半までの出羽国府とされている。

八森遺跡

遺跡は山形県飽海郡八幡町に所在し、城輪柵跡の東方3kmの丘陵上にあたる。^(註13)

概

要

仁和3(887)年5月の記事に、出羽守坂上茂樹が出羽国府を嘉祥3(850)年の大地震で被害を受けたので、国府を最上郡大山郷に遷したいと要請したのであるが、朝廷は「旧府近側高敞之地」を選んで国府を遷すよう命じている。この井口国府が城輪柵であり、八森遺跡が「高敞之地」を位置した遺跡に比定されている。政府と思われる遺構は方約90mの範囲に正殿、北殿を配置しているようであるが、詳細はわかつていない。

秋田城跡

遺跡は秋田市寺内の高清水に所在する。^(註14)高清水岡は東西1,200m、南北1,100mほどの不整扇形で約76haの広がりをもつ、標高約30mの岡には名泉が湧くのでこの名があるといわれている。

概

要

秋田城は天平5(733)年に出羽柵を秋田村の高清水岡に遷し置いたものである。はじめは旧名のまま出羽柵といわれたらしいが、天平宝字4(760)年3月に「阿支太城」(丸部足人解)と見えることなどから、この頃から秋田城と呼ばれていたらしい。現在発掘調査の進んでいる秋田城政府は、天平宝字年間に置かれた秋田城のようである。秋田城の外郭は約550mの不整多角形を呈し、瓦葺の築地土壙である。政府は正殿と北東・北西部の付属建物群と、北辺・東辺の区画施設がわかつている。遺構は6期の変遷が考えられている。この中で、北東・北西部の建物群は第3期以降から出てくるようである。詳細は今後の発掘調査によって判明するであろう。

以上の城柵官衙遺跡と払田柵跡とのおもな近似点と相違点をまとめてみたい。

近似点と相違点

①政府域は方形ないし長方形で、すべての遺跡に共通している。②払田柵跡の政府域は、各遺構期によって推移するが、他の遺跡では同一位置を踏襲している。③東・西脇殿は、5×2間～7×2間と共通している。④正殿、東・西脇殿はコの字型に配置され、その中央に方形の広場を形成している。⑤払田柵跡第I期のA-1群建物は多賀城第I期、城輪柵跡第I期によく似ている。⑥払田柵跡第I期のA-2の建物は多賀城第I期に近似しているが、第II期以降は対応しない。⑦払田柵跡は創建から終末期まで、掘立柱建物であるが、他の遺跡では掘立柱建物から礎石建物に変わる傾向をもっている。

払田柵跡と城柵官衙遺跡のおもな特徴をまとめると次のようになる。

特徴 ①遺跡は外郭線と政府などによって2～3重と厳重に囲まれ、外郭諸門以外から政府の中に入れない構造となっている。^(註15) ②遺跡のほぼ中央部に政府がある。政府の平面形は方形ないし長方形である。正殿、東・西脇殿は東・西対称のコの字型に配置され、これらと政府南門に囲まれた部分に方形の広場が形成されている。③政府建物のなかで、脇殿が5×2間～7×2間とおおよそ同規模である。④北殿は国府である多賀城、城輪柵、八森遺跡にしかみられない。⑤払田柵跡の前殿は、多賀城第I期にしか類例がない。⑥他の国府にみられる南殿建物はどの遺跡にもみられない。⑦多賀城政府は、規模・建物構成・主要建物の構造などを他の城柵官衙遺跡と比較して、一つ上の格式をもっている。

(3) 大宰府と各国府の政府

大宰府政府と他の各国府政府のなかで、政府の構造が判明しているのは大宰府（福岡県）^(註16) と肥前国府（佐賀県）、伯耆国府（鳥取県）、近江国府（滋賀県）、下野国府（栃木県）^(註17)^(註18)^(註19)^(註20) などである。ここで取り上げた大宰府と各国府政府の主要建物については第24表、存続時期については第25表を参照されたい。^(註21)^(註22)

遺跡・遺構期	正殿	東脇殿	西脇殿	南門	後殿	前殿	楼	他の建物
多賀城	I期 片5×3	7×2	7×2	3×2	なし	なし	なし	東・西南門前殿
	II期 ●四7×4	●7×2	●7×2	●3×2	●総4×4	なし	なし	翼廊、北殿
	III-2期 ●四7×4	●5×2	●5×2	●3×2	●総4×4	なし	東西 ●総	
	IV-1期				●両5×4	なし	3×3	
下野	A期 推定	15×2	16×2	推定	不明	東西4×2	なし	
	B期 推定	15×2	16×2	推定	不明	7×2 ●7×2	なし	
	C期 推定	●15×2	●16×2	●3×2	不明	●2×1	なし	
	D期 推定	15×2	16×2	●3×2	不明	なし	なし	
近江	●四7×5	●16×2	●16×2	不明	●四7×4	不明	東西●2×2 西 推定	
伯耆	A期 片5×4	推定13×2	13×2	3×2	12×2	5×2	西3×3 東 推定	
	B期 片5×4	推定13×2	13×2	3×2	13×2	5×2	東3×2 西3×2	
	C期 ●5×3	●13×2	●13×2	●3×2	●5×2	なし	西●3×3 東西●3×2	
	D期 5×3	13×2	13×2	3×2	5×2	なし		
筑後	III期 不明	6以上×2	4以上×2	不明	不明	不明	不明	
肥前	四9×4	7×2	7×2	3×2	7×2	7×2	不明	西廻廊
城輪柵跡	I期 5×3	5×2	7×2	3×2	不明	なし	なし	南門前方の建物
	II期 5×2	7×2	7×2	3×2	7×1	なし	なし	南門前方の建物、北東・北西部の建物
	III期 ●片7×3	●片7×3	不明	●3×2	不明	なし	なし	北西部の建物、南門前方の建物
八森遺跡		●7×3	●7×3	不明	3×2	7×1	不明	

凡例：礎石 四：四面廻付建物 両：南北廻付建物 片：片廻付建物 総：総柱建物

第24表 国府政府建物一覧

第3節 政府の変遷と性格

国名	等級	700	800	900	1000	1100	1200	備考
陸奥	大		I II	III	IV			10世紀後半には廃絶
出羽	上			I	八森	II	III	一時八森遺跡へ移転
下野	上		A B	C D				10世紀初め北に移転?
武藏	大							
近江	大		?					10世紀後半政府廃絶
因幡	上							
伯耆	上		A B	C D				
出雲	上			?	?			意宇郡衙と同処
美作	上		I	II			III	713年に創置
播磨	大							10世紀ごろに大きく変化
周防	上							
讃岐	上							
土佐	中							
筑後	上		阿弥陀		朝妻		横道	2度移転
肥前	上							小城郡へ移転?
肥後	大		託麻郡					飽田郡へ移転?
薩摩	中							

第25表 国府遺跡の存続時期

大宰府

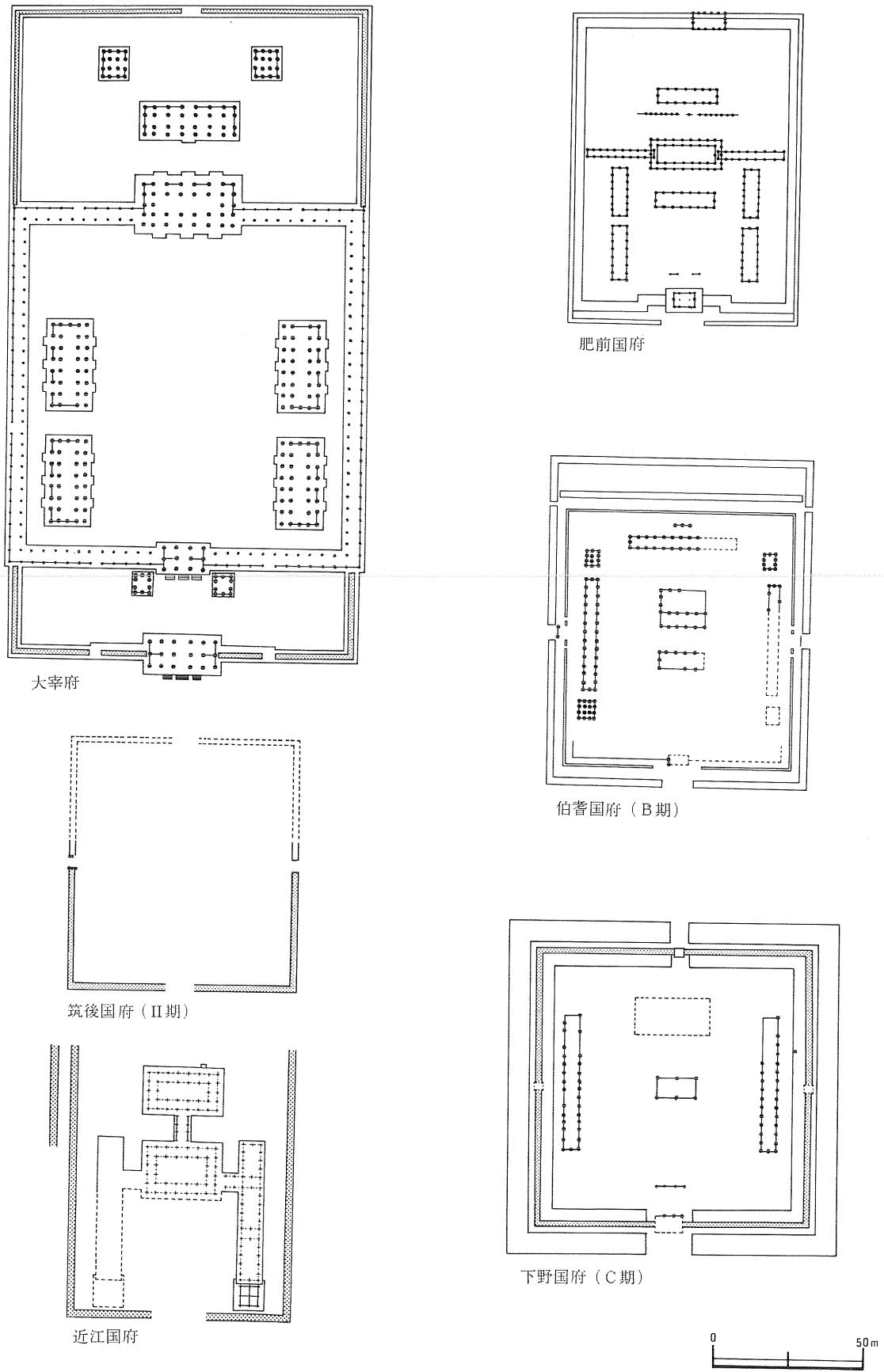
大宰府政府では第I～III期の変遷がある。第III期は藤原純友の乱で941年に焼失した建物を復興したものである。第I・II期は不明な点が多い。第III期政府の平面形と区画施設は、全体に南北に長い長方形で正殿と中門を結ぶ回廊による正方形の郭があり、その南北両側にさらに築地による郭がつく複郭構造である。規模は東西111m、南北210mである。

建物は回廊によって囲まれた中央の郭に、正殿と東西対称の位置にある各2棟の脇殿がコの字型に配置されている。北の郭の中央に北殿、その北の東西には楼がある。南の郭では中門の南側に衛門舎があったと推定されている。正殿は凝灰岩切石積基壇を伴う7間×4間の四面廻付建物、東西各2棟の脇殿は埠積基壇を伴う7間×4間の東・西廻付建物、中門は八脚門、回廊は単廊である。また主要な建物は礎石建物である。

大宰府政府は規模、区画施設、建物構成、構造などを比較して、他の各國府に類例がなく、むしろ律令制のもとで朝堂殿院のような区画をも備え、西海道九国二島を総括し、外交・国防の任を併せもつ重要官庁で地方官衙のなかで格別の地位を占めていたことがわかる。とくに注目すべきことは、政府中央に回廊がめぐり、南北に郭のつく複郭、正殿のすぐ南側に建物がないことである。

肥前国府

政府域は築地と溝をめぐらし、東西77m×南北104mの規模である。政府は単郭で、正殿と東・西脇殿が各2棟ずつあり、コの字型の配置をとっている。正殿の南北に建物が置か



第67図 国府政厅跡平面図

れている。肥前国府は、大宰府政庁の $\frac{1}{3}$ ほどのスケールであるが、よく似た配置をとり、特に脇殿が各2棟あるのが特徴である。

伯耆国府

政庁域の規模はA期が東西66.5m×南北73.2m、C・D期が78×88.5mでありコの字型の配置をとっている。脇殿は13間×2間と長大であり、正殿の南北に建物があり、楼もあったことがわかる。

近江国府

政庁域は東西72m×南北84m以上の築地がめぐっている。正殿は創建当初から基壇上に建てられ、主要建物は瓦葺である。東・西脇殿は16間×2間と長大であり、脇殿の南端に楼がつくようである。正殿、東・西脇殿はコの字型の配置をとり、これらの建物と中門とに囲まれた範囲に広場がある。正殿の北側に北殿がある。中門の南側の発掘調査が行なわれていないのでわからないが、おそらく複郭を呈していたと推定されている。

下野国府

政庁域は正方形ないし長方形の単郭である。規模はA期が東西86.4m×南北90m、B期が94.5m×94.5m、C・D期が89.8m×約91mであり、一本柱列から築地に変遷している。正殿は未調査であるが、東・西脇殿は15・16間×2間と長大であり、A～C期まで南殿がある。建物配置は正殿、東・西脇殿がコの字型をなしていると思われる。楼はない。

以上の各国府政庁と払田柵跡との近似している点は、政庁域が方形・長方形をなすこと、正殿、東・西脇殿がコの字型の建物配置をなし、これらの建物と南門とにかくこまれた広場をもっていることである。

各国府政庁のおもな特徴をまとめると次のような。

①政庁は平均すれば70m×90mの方形ないし長方形の単郭であるが、近江国府は複郭の可能性がある。②正殿、東・西脇殿はコの字型の建物配置をとっている。③正殿、東・西脇殿、南門、北殿は、すべての国府に普遍的に認められる。国府のなかには南殿と楼は存在しない国府もある。④下野・近江・伯耆国府の脇殿の規模は、下野（15・16間×2間）、近江（16間×2間）、伯耆（13間×2間）と長大であり、必ずしも国の等級と比例しない。肥前国府は東・西脇殿各2棟となっている。⑤正殿の後方には、北殿は配置されても、付属建物群が存在しない。⑥正殿、脇殿などの基本的な建物は、同一位置で建て替えられ、配置型式も大きな変化はみられない。⑦正殿、脇殿などの基本的な建物は、掘立柱建物から、礎石建物へと変化している。

（4）政庁の比較と類型

大宰府政庁は朝堂殿院の区画を備え、朝堂院を簡略化した型式をとっている。肥前国府が大宰府政庁に近似していることは各國府の建物配置型式が朝堂院との類似性をもつていることを示している。^(註23)国府が朝堂院プランを素型としていることは、国府の正殿は大極殿に、脇殿は朝堂の簡略化した変形であり、朝集殿院は前殿とみなすことができるようである。

大宰府政庁と肥前国府との対比のなかで注目したいのは、大宰府政庁は複郭であり、肥前国府が単郭であるとともに南殿を配置していることである。この南殿の消滅時期が平安宮における大極殿南門の欠如という変化と一致することを考慮すると、大極殿南門の変形として南殿が當まれたとみるのも一案であろうという指摘がある。^(註24) 官衙には、大宰府のよう政庁の2類型に政庁南門・中門のある複郭をもつ政庁と肥前国府のように単郭で南殿をもつ政庁の2類型があることになる。ところで肥前・伯耆・下野国府には南殿があり、近江国府にないということを検討してみたい。肥前・伯耆・下野国府は上国であり、政庁は単郭である。近江国府は大国で、政庁の正殿は瓦積基壇をもつ礎石建物であり、当初から築地で区画され、他の国府と対比して、一ランク上の格式をもち、複郭をもつ政庁の可能性があるのではなかろうか。

多賀城政庁 多賀城政庁は単郭とされているが複郭という考え方もある。^(註25) 陸奥国は大国であり政庁の第Ⅰ期正殿は削り出し基壇をもち、第Ⅱ期以降玉石積、凝灰岩切石積の基壇をもつ礎石建物で、当初から築地で区画している。多賀城政庁は大宰府回廊の規模とほぼ同一に近く、大宰府に準ずる格式の官衙である。

政庁の近似点と相違点 多賀城政庁の建物配置の原型は、大宰府政庁に酷似し、他の国府政庁に近似しているが、朝集殿院にあたる前殿を省略していないところに相違がある。前殿のある遺跡は多賀城と払田柵跡だけであり、徳丹城の政庁南門の東西に接する建物も変形とみなすことができるかもしれない。前殿は8世紀前半から8世紀末段階の城柵官衙遺跡には配置された基本的建物なのであり、9世紀以降、機能の変化により必ずしも左右対称型として設置されなかつたのであろう。払田柵の前殿は当初から終末まで建て替えられているが、この間機能の拡充という変化がともなったことと思われる。払田柵のA-1、A-2群とした基本的な建物は、ほぼ同一位置で建て替え、建物配置が踏襲されている。

多賀城は、蝦夷に対する外辺施設であり、鎮守府、陸奥・出羽按察使が置かれた監督官衙でもある。律令国家の陸奥・出羽の経営は多賀城を中心とする特別行政区の取り扱いであったので、多賀城がその管轄下の城柵官衙遺跡政庁の建物構成および配置などの規範となつたのである。

二重構造 城柵官衙遺跡の特徴の一つは、外郭域と内郭域（政庁域）の二重構造となっていることである。二重構造は他の国府ではいまのところ認められていない。城柵官衙遺跡の外郭域のプランは、方格形を呈するものと不整多角形を呈するものとある。方格形をもつものは、7世紀末・8世紀初頭以降の仙台郡山遺跡や、8世紀前半の城生柵跡などの段階と、9世紀前半の胆沢城、志波城、徳丹城、城輪柵跡の段階の遺跡である。方格形をもたないものは、多賀城、桃生城、伊治城、宮沢遺跡、秋田城、払田柵跡などで、8世紀前半から8世紀末・9世紀初頭段階の遺跡である。ただし、仙台郡山遺跡と城生柵跡は現在発掘調査中で、不明な点が多い。このような遺跡のあり方は律令国家の陸奥・出羽国経営の節目と理解できそうである。

これまで、大宰府政庁と各国政庁、多賀城政庁と城柵官衙遺跡政庁について比較検討を

行なってきた。多賀城政府は陸奥国府であるとともに、城柵官衙遺跡の規範となる地域性をもっていた。肥前国府が大宰府を規範としていたことは大宰府が西海道諸国の規範となっている可能性を示している。このように、多賀城は陸奥・出羽国に、大宰府は西海道諸国に強い管轄権をもっていたことになるのではなかろうか。また、各国政府は国の等級に応じた建物の規模・構成・構造をもっていた可能性がある。城柵官衙遺跡の変遷をみれば、律令国家の経営姿勢が遺跡の位置・建物の規模・構成・構造に反映されているように思われる。

松田柵跡政庁における建物配置型式が、郡衙にもあてはまるのかが問題である。

郡庁の建物配置は左右対称型と非対称型の二類型に大別できる。対称型はコの字型の配置をとり、方半町ほどの郡庁院を形成するものである。非対称型は対称型の変形とみなされる例や、関連のない例もある。これらは、律令国家により新設された郡衙と豪族の居宅を郡衙としているという考え方もある。^(註26) 左右対称型の建物をもつ遺跡には、名生館遺跡（宮城県）、宮尾遺跡（岡山県）、下本谷遺跡（広島県）、小郡遺跡（福岡県）などがあるが、各国府や城柵官衙遺跡の政庁とは異なるものである。ところで、神野向遺跡（茨城県鹿島町・鹿島郡衙）では、政庁と正倉院がみつかっている。政庁には主殿と南殿があり、回廊で政庁域を区画している。^(註27) 回廊は御殿前遺跡（東京都北区・豊島郡衙推定地）で一部見つかっている。^(註28) これらの建物群が、国府の建物配置とどのような類似点と相違点があるのか、また、全国に14箇所ある神郡だけにみられることなのかなど、今回検討することができなかつた。^(註29)

(5) 政府の性格と機能

遺跡は外郭、内郭、政庁の三重構造となっているが、内郭域と政庁域は政庁を中心とした複郭構造の変形とみなすことができる。払田柵政庁は、鎮守府のあった多賀城政庁を規範としてつくられた。したがって、払田柵跡は城柵官衙遺跡であると位置づけることができた。

政庁は南面する正殿を中心としてコの字型に東・西脇殿を配置し、これらの建物と方形の広場が形成されている。この建物配置型式は城柵官衙遺跡に共通する要素である。政庁は第Ⅰ期から第Ⅴ期まで、全5時期の変遷がわかった。創建年代は8世紀末であり、終末年代は10世紀末・11世紀初頭であろう。

政庁の建物は、正殿、東・西脇殿としたA-1群と東・西前殿としたA-2群および正殿後方のB群により構成されている。A-1、A-2群は当初より終末まで一貫して存続し、B群はIII・IV期にのみみられる建物である。北殿と樓はなかった。第I期の政庁域は方63m(210尺)、広場は方39m(130尺)と規格性の高い配置を示している。

このように払田柵跡の政庁は、行政・軍事の機能を果たした古代城柵官衙遺跡の中核施設であった。

註1 本稿ではSB110・SB111A・SB111B・SB111C・SB112建物を正殿と、SB120・SB121A・SB121B・SB121C・SB122建物を東脇殿と、SB499・SB500A・SB500B・SB500C・SB501建物を西脇殿と、SB310・SB311A・SB311B・SB312A・SB312B建物を東前殿と、SB540・SB541・SB542A・SB542B建物を西前殿と、SB284A・SB284B・SB246A・SB246Bを政庁南門と、SB100・SB101・SB645を政庁北門と、SB129A・SB129Bを政庁東門と、SB530A・SB530Bを政庁西門と表記した。また、国府政庁の正殿の南側にある建物を南殿、正殿の北側にある建物を北殿と統一表記した。

註2 本表は第11回古代城柵官衙遺跡検討会で研究発表された進藤秋輝氏の『シンポジウム「城柵遺跡の政庁について」「問題提起」』配布資料を参考に作成した。

註3 宮城県多賀城跡調査研究所 1970~1983 : 『多賀城跡』 宮城県多賀城跡調査研究所
年報1969~1982 (昭和45年3月31日~昭和58年3月31日)

宮城県多賀城跡調査研究所 1980 : 『多賀城跡—政府跡・図録編一』 (昭和55年3月25日)

宮城県多賀城跡調査研究所 1982 : 『多賀城跡—政庁跡・本文編一』 (昭和57年3月25日)

註 4 註 3 文獻

註5 工藤雅樹 1984：「宮城」『日本の古代遺跡』15 (昭和59年10月5日)

註 6 阿部義平 1983 : 「古代城柵政庁の基礎的考察」 『考古学論叢』 I (昭和58年3月31日)

註 7 註 3 文獻

註 8 註 5 文獻

註9 水泥市教育委員会 1975～1984：『昭和城跡』（昭和50年3月～昭和59年3月）

註10 盛岡市教育委員会 1978~1980 : 『太田方八丁遺跡』 (昭和53年3月~昭和55年3月)

盛岡市教育委員会 1981 : 『志波城跡 I - 太田方八丁遺跡範囲確認調査報告』 (昭和56年)

盛岡市教育委員会 1981～1984 『吉波城跡』 (昭和56年3月～昭和59年3月)

註11 矢巾町教育委員会 1981～1984 『徳丹城跡』 (昭和56年3月～昭和59年3月)

註12 酒田市教育委員会 1971～1984 〔史跡城輪柵跡〕 (昭和46年～昭和59年3月)

註13 八幡町教育委員会 1978 : 「八森遺跡」 (昭和53年3月)

註14 秋田市教育委員会秋田城跡発掘調査事務所 1973～1984 ： 『秋田城跡』 (昭和48年3月～昭和58年3月)

註15 署田義弘 1985 : 「事実確認と討論」『庄内考古学』第19号 (昭和60年2月)

註16 福岡県教育委員会 1969～1971 「太宰府史跡」 (昭和44年～昭和46年)

九州歴史資料館 1972~1984 : 『大宰府史跡』 (昭和47年~昭和58年)

註17 佐賀県教育委員会 1981 . 「肥前国府跡」 II (昭和56年)

註18 倉吉市教育委員会 1976～1978 : 『伯耆国府跡発掘調査概報』 (昭和51年～昭和53年)

註19 滋賀県教育委員会 1977 「近江国衙跡発掘調査報告」(昭和52年3月31日)

註20 栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団 1979～1984 ： 『下野国府跡』 (昭和54年～昭和59年)

註21 註3文献

註22 山田敏史 1984 : 「国衙・郡衙の構造と変遷」 『講座日本歴史2古代2』 (昭和59年11月25日)

註23 註22文献

註24 註22文献

註25 註6文献

註26 註22文献

註27 高井悌三郎 1970 : 「郡衙跡」 『新版考古学講座』 6 (昭和45年)

註28 鹿島町教育委員会 1985 : 『神野向遺跡』現地説明会資料 (昭和60年2月24日)

註29 中島広顕 1985 : 「御殿前遺跡—豊島郡衙推定地—」 『第11回古代東北城柵官衙遺跡検討会』資料 (昭和60年2月11日)